

千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がけ崩れ等の危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転に要する費用について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、次の各号に掲げる住宅とする。

(1) 次のいずれかの区域（がけの崩壊等を防止するため、対策工事を実施した又は実施する予定の区域を除く。）に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域

イ 建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により規制を受ける区域。

ただし、条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「2メートル」とあるのは「5メートル」とする。

(2) 次のいずれかの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、千葉県知事又は市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの（避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過しているものに限る。）

ア 前号アに掲げる区域

イ 条例第4条第1項の規定により規制を受ける区域

ウ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込のある区域

エ 第6条に掲げる交付申請時点において、過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、危険住宅の移転を行う者で、次に掲げる要件にすべて該当する者とする。ただし、他の公的制度による同種の補助等を受ける場合を除く。

(1) 千葉市内にある危険住宅の所有者で、現に居住していること。

(2) 前号の危険住宅を除却すること。

(3) 移転先が前条第2号に掲げる区域内ではないこと。

(4) 危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）の取得を行う者にあつては、移転先が千葉市内かつ別の危険住宅の購入・改修によるものではないこと。

- (5) 本市市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

（助成対象事業、助成金の額）

第4条 助成金の対象となる事業内容、助成対象経費等及び助成限度額は、別表のとおりとする。

- 2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 移転先住宅を新築する場合にあっては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

（事前相談）

第5条 助成対象事業を行おうとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業事前相談書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 危険住宅の建築年及び建物が住宅であることがわかる書類
- (2) 危険住宅の外観写真（危険住宅と周囲のがけの状況がわかるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により助成金の交付を申請しようとする者は、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 危険住宅に係る登記事項証明書その他所有者が確認できる書類
- (3) 危険住宅の所有者全員の住民票の写し（個人番号の記載がないもの。）
- (4) 危険住宅の付近見取図、配置図及び外観写真
- (5) 危険住宅の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
- (6) 危険住宅の除却等に係る見積書
- (7) 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (8) 移転先住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）及び改修に要する経費の見積書
- (9) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金の借入れを予定している金融機関、その他の機関において、建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (10) 移転先住宅が新築の場合、省エネ基準に適合していることが確認できる書類
- (11) 本市市税の滞納がないことを証する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第3号及び第11号に掲げる書類は、個人情報確認同意書（様式第4号）の提出により省略することができる。
- 3 移転先住宅の取得を行わない者については、第1項第7号から第10号までに掲げる書類の提出は要さない。

（交付の決定）

- 第7条** 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 2 市長は、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業内容の変更）

- 第8条** 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付の決定後に事業の内容を変更する場合は、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第7号）に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第8号）により、適当でないと認めるときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業変更不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（事業の中止）

- 第9条** 助成対象者は、事業を中止するときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業中止承認申請書（様式第10号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業中止承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（実績報告）

- 第10条** 助成対象者は、助成の対象となる事業が完了したときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (1) 事業結果報告書（様式第13号）
 - (2) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し
 - (3) 危険住宅の除却等に係る領収書又はこれに代わる書類
 - (4) 助成対象者の移転後の住民票の写し（個人番号の記載がないもの。）
 - (5) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し

- (6) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る領収書又はこれに代わる書類
 - (7) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書
 - (8) 前号の機関により建物、土地の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
 - (9) 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの
 - (10) 移転先住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類
 - (11) 移転先住宅が新築の場合、省エネ基準に適合していることが確認できる書類
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号に掲げる書類は、個人情報確認同意書（様式第4号）の提出により省略することができる。
- 3 移転先住宅の取得を行わない者については、第1項第5号から第11号までに掲げる書類の提出は要さない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められるときは、助成金の額を確定し、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金額確定通知書（様式第14号）により、助成対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、助成金の交付を請求するときは、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金交付請求書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、助成対象者が、規則第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金交付決定取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 規則第18条第1項の規定による返還の命令は、千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業助成金返還命令書（様式第17号）によるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号のイに掲げる規定については、令和5年9月29日までに申請のあったものに限り、条例第4条第1項の規定により規制を受ける区域を対象とする。

別 表

事業内容	助成対象経費等	助成限度額
危険住宅の除却	危険住宅の除却等に要する経費（撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費）	1戸当たり975,000円
移転先住宅の取得	移転先住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額。	1戸当たり4,210,000円 （ただし、建物3,250,000円、土地960,000円を限度とする。）